

発議案第24号

「特定秘密保護法」の抜本的見直しを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月11日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	河野慎一	印
賛成者	八千代市議会議員	山口勇	印
	同	松崎寛文	印

提案理由

国に対し、「特定秘密保護法」について、国会審議や国民から指摘された問題を真摯に受け止め、秘密の適正な管理のあり方について抜本的に見直した上で、国民の十分な理解と納得がいくように、改めて慎重に検討し直すことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「特定秘密保護法」の抜本的見直しを求める意見書

第185回国会に安倍内閣が提出した「特定秘密保護法案」及び自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会による同法案に対する修正案に対して、国会での審議はもとより、国民の各界各層から次々と問題が指摘され、大きな危惧や懸念、不安の声が広がった。

国民主権のもとで、政府の情報は、基本的に国民のものであり、国民に正しい情報が広く豊富に提供・開示されることによって、国民は政府のあり方や政策について正しく判断できるのであり、国民の知る権利はまさに民主主義の基礎をなすものである。

国の存立や国民の安全のために、政府として特に秘匿が必要な情報があることは理解するが、国民の知る権利が守られることが大前提であり、政府による秘密の範囲は必要不可欠な最小限に限定し、秘密情報を適正に管理するとともに、政府の秘密保護の状況を国民が監視でき、一定期間の後には原則公開され、歴史の検証を可能とするべきである。

しかるに今回成立した「特定秘密保護法」は、政府による恣意的な秘密保護がなされ、国民の知る権利を侵害するおそれが強く、民主主義の根本に関わる重大な問題をはらんでいる。

同法における秘密の範囲はあいまいで、恣意的に指定されるおそれがあり、拡大解釈により秘密が広範囲に及ぶ危険性がある。また政府が適切に秘密を管理しているか検証する機関は、設置されるかも定かでない。さらに秘密の指定期間が60年に延び、永久に公開しなくてよい秘密も認めている。何より、処罰の対象者は公務員だけでなく、広く一般国民にまで及び、秘密を漏えいした者への罰則は「懲役10年以下」と現行の国家公務員法の守秘義務違反から極端に厳罰化されるとともに、特定秘密の漏えいがなくとも、その入手について相談したり、唆した者への罰則が「懲役5年以下」とされている。処罰対象となる行為はあいまいであり、政府が恣意的に判断できる。これでは公務員等による情報提供ばかりか、取材や報道の活動が委縮し、国民の知る権利が脅かされることになりかねない。さらに行政機関の長の判断で、国民や国会に秘密情報の提供をコントロールすることとなり、国会や国会議員の活動までもが制約

されるおそれがある。

これほど重大な問題をはらむ法であり、国民が徹底した慎重かつ十分な国会審議を求めているにもかかわらず、政府・与党は、民意を無視し、拙速に審議を急ぎ、採決を強行した。こうした政府・与党の乱暴な議事運営そのものが、政府への信頼を損ね、法律に対する国民の不信感、不安感を深めることとなっている。

以上のことから、「特定秘密保護法」について、政府は、国会審議や国民から指摘された問題点を真摯に受け止め、秘密の適正な管理のあり方について抜本的に見直した上で、国民の十分な理解と納得がいくように、改めて慎重に検討し直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法案担当）様